

DV 等被害から女性・子どもを守る

女性や子どもに対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。DV、性暴力被害や虐待は平常時からの課題であるが、災害時には生活環境の変化などから顕在化し、平常時に比べ増加する傾向がある。見守りや予防啓発等の支援に加え、被害を受けた女性たちが安心して相談ができる支援体制の構築も重要である。

｜ 口に出して言えない

1990 年米国サンタ・クルーズ市がまとめた調査「1989 年の災害後の女性への暴力影響調査」では、結論として、「災害時、女性に対する暴力が増加することを予測しておくべきであり、防止活動が災害救助の中に組み込まなければならない」と記載されている。東日本大震災においても災害現場や避難所、仮設住宅等で、女性や子どもなどに対する暴力などの問題が発生し、防犯面で女性や子どもが不安な状態にあった。被災者だけでなく、ボランティアに参加した支援者の被害も報告されている。

被害者自身は被害を口にするのは周囲の目やその後の生活を考えて躊躇しているケースも多くみられ、問題を深刻化させる。さらに相談先がない、わからないということも問題である。

｜ 暴力や性犯罪から身を守る

暴力や性犯罪に巻き込まれることのないよう、住民による夜間の見回りやポスター等を貼り、注意喚起をした。また、余震でがれきの下敷きになったときや性暴力被害にあいそうになったときに助けを求められる防犯ブザーや笛を配布した。

被害を受けた女性が周囲の眼や男性に気圧されて声をあげにくい状況を鑑み、避難所や仮設住宅内に女性が集える場所を設け、悩み相談を実施した。

｜ 活動のポイント！

- 避難所や仮設住宅の共有部分に、「トイレや暗闇に女性や子どもはひとりで行かない」と書かれたポスターを貼って注意喚起する。
- 受取る女性が抵抗を感じないように防犯ブザーや笛をポーチなどに入れて配布する。また、万一被害にあってしまった場合の相談窓口の電話番号を載せたカードを同封する。
- 配布には保健師や助産師等の専門家が同伴し、その場でも相談できるような工夫を行う。
- 見守りなどの支援体制の構築に女性の意見を取り入れる。

｜ 参考事例

- [復興庁 男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.92](#)
- [内閣府 東日本大震災に関する相談窓口等【女性に対する暴力に関する相談】](#)